



技能実習適正化支援センターの鳥海です。令和9年4月1日から技能実習制度が育成就労制度に移行することが決まりましたが、現在技能実習で就労している外国人についても技能実習修了後に特定技能1号に在留資格を変更して（場合によっては、特定技能1号への準備のための特定活動を経て）引き続き日本で就労を継続する外国人も多くなっています。

今回は、技能実習修了後に特定技能1号の在留資格で引き続き雇用を継続することをお考えの方々に、令和7年4月1日付け「特定技能雇用契約書」（参考様式第1-5号）の内容が一部変更となっておりますので、ご紹介いたします。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001338975.docx>

#### 【変更前（令和7年3月以前）】

本雇用契約は、乙が、在留資格「特定技能1号」若しくは「特定技能2号」により本邦に入国して、又は同在留資格への変更等を受けて、特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める技能を要する業務に従事する活動を開始する時点をもって効力を生じるものとする。

雇用条件書に記載の雇用契約期間（雇用契約の始期と終期）は、実際の入国日又は許可日に伴って変更されるものとする。

#### 【変更後（令和7年4月以降）】

本雇用契約は、乙が、在留資格「特定技能1号」若しくは「特定技能2号」の上陸許可又は在留資格変更許可等を受けた日から、甲乙双方が速やかに調整を行い、同日から1ヶ月以内の甲乙双方の合意により定めた日から雇用を開始するものとする。

雇用条件書に記載の雇用契約期間（雇用契約の始期と終期）は、甲乙双方の調整により定めた雇用を開始する日に伴って変更されるものとする。

甲乙双方は、乙の在留資格に係る審査結果を互いに情報共有することとする。

変更理由について出入国在留管理庁から公式の説明はありませんが、停止条件付の雇用契約書において、雇用開始日を上陸許可又は在留資格変更許可等を受けた日から1ヶ月以内と明記することで、契約発効の停止条件の時期が限定されました。特定技能雇用契約の場合、在留資格変更許可に多大な時間を要するため、申請後に別の日本人を雇用したり会社の経営状況の悪化等の諸事情により、他社から転籍する外国人の雇用開始日を引き延ばすというトラブルの発生を防止する意図があるものと推察されます。

「甲乙双方は、乙の在留資格に係る審査結果を互いに情報共有することとする。」の文言が追加された理由も、特定技能の在留資格変更許可申請の結果を外国人に伝えないことにより、雇用主が雇用開始日を延期するがないようにするためのものです。

なお、令和7年9月30日の出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に伴い、特定技能1号の在留資格に伴う在留期間が最長1年から最長3年に変更されたことから、「雇用条件書」における雇用契約期間を3年に変更することが可能となっています。

出入国在留管理庁のHPにおける「雇用条件書」の記載例には、VII.退職に関する事項 1.自己都合退職の手続について、「退職する 14日前に社長・工場長等に届けること」とあります。これは期間の定めのない雇用契約にのみ適用され、有期雇用契約には適用されません。（民法627条）

有期雇用契約の場合、やむを得ない理由がない限り、自己都合退職はできません。（民法628条）

外国人と有期雇用の特定技能雇用契約を締結する場合は、外国人に対して「やむを得ない理由」がない限り、自己都合退職できないことを丁寧に説明する必要があります。ただし、1年を超える有期雇用契約を締結した場合は、労働基準法附則第137条により、1年が経過すれば外国人はいつでも自由に退職できることに留意する必要があります。

有期雇用契約の雇用契約期間を1年とするか3年とするかについては、特定技能所属機関と外国人とのそれまでの雇用関係に基づき判断することになります。TITSCは、雇用契約期間についてのご相談を広く受け付けています。

~~~~~

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者に向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

<http://titsc.org/images/fee.pdf>

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請、建設特定技能受入計画認定申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺1-6-29

TEL/FAX：045-8787-290 携帯：090-4710-3790

E-mail：[info@titsc.org](mailto:info@titsc.org) URL：<http://www.titsc.org/>